

千葉県プロゴルフ会会則

第1章 総則

- 第1条（名称） 本会は、『千葉県プロゴルフ会』と称す。
- 第2条（事務局） 本会は事務局を千葉県内に置く（ミルフィーユゴルフクラブ内）

第2章 目的及び事業

- 第3条（目的） 本会は地域に密着したプロゴルフ活動を通じて、『ゴルフの普及』と『社会貢献』に努め、千葉県のゴルフを活性化させていくことを念頭に活動するものとする。
- 第4条（事業） 1・県内プロゴルファーの連絡及び協議、定例研修会の開催。
2・ジュニア育成活動。
3・ゴルフの技術、ルール及びマナーの指導、及び普及、奨励情報収集、研究調査。
4・ゴルフの試合、プロアマ、レッスン会などの運営、主催及び後援。
5・その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第3章 会員

- 第5条（会員） 千葉県内のゴルフ場及び練習場に所属又は、所属が住所が県内の者。年間登録料支払いの場合は、県外も可。
- 第6条（入会） 本会の会員は、PGA会員を基本とする。
- 第7条（年会登録料） 1・会員となった者は、指定された口座に年会登録料を納入しなければならない。
2・年間登録料は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 役員及び会議

- 第8条（役員） 本会に次の役員を置く名称
・会長 1名 ・副会長 3名 ・事務局長 1名
- 第9条（職務） 役員の仕事は下記の通りとする。
1・会長は会を代表し、会務を統括する。
2・副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は之に代わる。
3・事務局長は、会務運営に付随する一般庶務及び会計を担当する。
- 第10条（役員の選出） 1・役員は、日本プロゴルフ協会代議員選挙が行われる年の本会総会に於いて選任し（2年）、補欠、増員の役員について選任する。
2・役員の任期は、就任後2年とする。但し再任を妨げない。
- 第11条（役員の報酬） 役員は無報酬とする。ただし、その職を全うするために必要となる費用については、その実費を弁償するものとする。
- 第12条（日当） 役員が、本会の役員として出席する会議及び打ち合わせまた、本会が主宰する競技会やイベント等の手伝いとして、参加した場合、本会が定めた日当を支給する。この場合においてその金額等については、例外もあり得る。

第5章 会計

- 第13条（収入） 本会の収入は次に掲げるものをもって構成する。
1・年間登録料
2・協賛金
3・雑収入
- 第14条（年間登録料） 会員は、年間登録料を所定の納期までに納入しなければならない。
1・年間登録料は、5,000円とする。また、9月以降の登録については3,000円とする。
2・既に納入した会費の返還を請求することができない。
3・会費の額は総会の決議による。
4・毎年1月末日までに納入する。それ以降は、各イベント時の支払いも可能とする。
5・振込先：千葉銀行 東金支店 普通預金 1294282 チバケンプロゴルフカイ
- 第15条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年1月1日より始まり、12月末日を以て終わる。

- 附則 1・この会則施行についての細則は、役員会の決議により別に定める。
2・この会則は、2024年1月1日から施行し、2024年1月1日から適用する。